

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン

(公社) 全国学校図書館協議会

2020年5月14日策定(6月1日更新)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の国の施策下において、学校は臨時休校措置が取られ、学校再開後も感染症対策を講じた上での教育活動が求められている。そのような状況下においても、学校図書館は、児童生徒の読書活動や学習活動を可能な限りサポートし、児童生徒の学びを保障することが必要である。新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、学校図書館としてどう対応するか、基本的な在り方を示す。

本ガイドラインは、今後国が示す方針や感染症拡大の状況、専門家等の知見を踏まえて、必要に応じ随時更新する。

2020年

国の方針等に関する情報

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部が決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日(令和2年5月4日更新)
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等に関するQ & A」(令和2年4月17日)
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について(通知)」(令和2年4月21日付)
- ・文部科学省総合教育制作局地域学習推進課「休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について」(令和2年4月23日付事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日作成)
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年5月22日 Ver.1 作成)

学校図書館としての基本的な考え方

- ・人命尊重を最優先とし、国が示した感染症拡大防止対策の対応を図る。
- ・学校図書館は、学校教育の場所であるので、学校図書館活動の再開、運営、休館等については所属する教育委員会の方針に基づき、学校図書館長である校長の指示に従う。
- ・児童生徒間、教職員、保護者等、感染症罹患者や病院勤務者等関係者に対し、差別しない、差別させない。
- ・児童生徒、教職員等が学校図書館を利用する際は、入館・退館時および資料を利用した

後の手指の消毒または手洗い、うがいを励行する。また、各館の実情に応じて、図書館内での密集を防ぐ措置を講じる。

- ・休館中であっても、学校図書館は感染症拡大防止対策を講じた上で、学校図書館としての機能を可能な限り果たす活動を工夫し、児童生徒の学びをサポートする必要がある。
- ・常に感染症の最新情報を収集すると共に、WEB サイトでの情報発信、SNS などを通じて、可能な限り他の学校図書館や公共図書館等との情報交換をし、よりよい状況で児童生徒に対応できるように努める。

リスク評価

児童生徒、教職員、保護者等、学校図書館利用者の動線や接触箇所等を考慮したリスク評価をした上で、感染症拡大防止の対策を講じる。現状の確認や改善点の提案のため、管理職立ち合いのもとに行うのが望ましい。

1) 飛沫感染リスク評価

- 学校図書館内の換気状況を確認する。
- 人と人との距離がどの程度維持確保できるか。
- 館内で、児童生徒等が会話する場面や場所がどこにあるか。

2) 接触感染リスク評価

- 他者と共有する物品や場所と接触頻度を特定する。
- 特に接触頻度の高い部位は、特に注意する。

例)

- ・ 出入り口のドアノブ
- ・ 書架
- ・ 貸借カウンター
- ・ テーブル
- ・ 椅子
- ・ 電気のスイッチ
- ・ PC のキーボードやマウス
- ・ タブレット端末
- ・ 水道の蛇口
- など

3) 施設の感染リスク評価

- 開館した場合、児童生徒の利用が多くなることが推測できるため、利用する時間帯を分散させるなどの工夫を試みながら、観察し、評価する。

4) 感染状況のリスク評価

- 学校のある地域に於いて、感染拡大の可能性が報告された場合、所属する教育委員会の方針や校長の指示に従い、対応について検討する。
- 感染症拡大の状況によっては、対応を強化することがある。

【留意点】

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要。

- ・ Social Distance を確保（2 mを目安とする）
- ・ 3密にならない対応
- ・ 発熱またはその他の感冒様症状を呈する児童生徒の利用制限
- ・ 出入口や施設内の消毒薬設置
- ・ 館内、利用前後の手指の消毒や手洗い、うがいの徹底
- ・ マスクの着用
- ・ 館内の換気（対角の窓を開ける。出入り口は開けたままにする）
- ・ 館内の消毒

休校中及び学校再開後の学校図書館

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の具体的な対策や取組例

- 新型コロナウイルスが付着した場合、どのようにすれば感染の影響がなくなるか、専門家の見解等信頼できる情報源からの情報を収集し、児童生徒、教職員にも科学的根拠を示し、安心して利用できるように周知する。
- 入退館時、資料を利用したときなど、随時手指の消毒、手洗い、うがい等の徹底。
- 備品等の消毒の頻度や方法については、地域・学校の備品消毒の基準に則るとともに、特に感染の危険が高い箇所は出来る限りこまめに行う。
- 休館や在宅勤務を命じられた場合は、展示・掲示物の作成やブックリストの作成、これまでの実践のまとめなど、休館中や在宅勤務でも対応可能な作業を進め、学校図書館再開に備える。（個人情報等の持ち出し禁止などは、通常の規則を厳守する。）
- 学校再開後は、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの基本原則を守りながら、可能な限り児童生徒への対応をする。

資料の貸出等に関すること

- ・ 返却は、対面ではなく、ブックポストや返却用の箱など用いて行う
- ・ 図書のフィルムコーティングした部分や雑誌のビニールカバー部分、CD ケースなど、消毒が可能な部分は消毒する。
- ・ 紙やプラスチックなどに付着したウイルスの死滅時間等については、あくまでも現時点での研究結果から、国の機関など信頼できる情報^(注1)を参考とし、資料などを隔離する。隔離場所は、空き教室などを利用するなど、管理職に相談する。
- ・ 現時点においては、アメリカ国立アレルギー感染症研究所が公表しているボール紙 24 時間、プラスチック 72 時間と言われていることから、紙は 24 時間、ビニールコーティングされたものや CD ケース、その他プラスチックのものは 72 時間を目安とする。
- ・ 紫外線による消毒も報じられたが、効果が確認されていないことや、資料への影響や手

間を考えると推奨しない。

- ・ 書架の図書は児童生徒が触れた可能性があるので、手洗いや手指の消毒や顔を触らないことなどについて、授業の始め等にも、児童生徒に注意する。
- ・ ブックトラックなど児童生徒が触れる機会が多いものを、こまめに消毒する。
- ・ 点字資料などは、利用後に必ず手洗いをするように表示・指導する。
- ・ オンラインや電話、FAX 等も可能な限り用い、来館せずに貸出予約ができるようにする。
- ・ 地域の感染症の状況で休校・休館になった際、予約貸出のみ行う場合は、できる限り託送や直接人が接触しない対応で貸借する。送料は、管理職等に随時相談する。

【注1】 ウイルスの死滅時間に関する資料

- * 首相官邸 WEB サイト 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#shinchaku>
- * 厚生労働省 WEB サイト 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- * 世界保健機関 (World Health Organization : WHO) Q&A on coronaviruses (COVID-19) — How long does the virus survive on surfaces?
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/q-a-coronaviruses>
- * アメリカ国立アレルギー感染症研究所 (National Institute of Allergy and Infectious Diseases : NIAID) — New Coronavirus Stable for Hours on Surfaces
<https://www.niaid.nih.gov/news-events/new-coronavirus-stable-hours-surfaces>

カウンター業務に関すること

- ・ レファレンスなど個別に利用者対応をする場合は、ガラスやビニールカーテン等越しに行うか、フェイスシールドなどをつけて、飛沫感染を防止する。対応終了後は、手指の消毒または手洗い、うがいをする。
- ・ 貸借カウンター前には、Social Distance を示す印をつける。
- ・ こまめにカウンターやテーブル、バーコードリーダーや PCなどを消毒する。
- ・ ワクチンができるなど、感染症対策が国として確立するまでは、児童生徒によるカウンター業務は控えることが望ましい。どうしても図書委員などの児童生徒が対応する場合は、管理職に相談・確認のうえ、手袋やマスク、フェイスシールドを着用する、アクリル板やビニールシートを付けるなど、十分な対策を講じて行う。

閲覧等、学校図書館利用に関すること

- ・ 3密を避けるために、利用スケジュールを調整する。
- ・ 図書館報や学校及び学校図書館の WEB サイトを通じて、利用に関する情報を発信する。
- ・ クラスをグループに分け、学校図書館内での利用者制限をしながら対応する。
- ・ 閲覧する場合、児童生徒が対面しないように工夫し、椅子を配置する。
- ・ 閲覧する場合は、児童生徒どうしの密着を防ぎ、複数名で読まないように指導する。

- ・電子書籍サービスなどを活用する。
- ・グループでの学習の場合、マスクを着用することや短時間での打合せにするなど、ルールを設ける。
- ・児童生徒に人気の図書など閲覧時の密集が予想される資料は、密集を防ぐため、配架場所を空き教室など十分なスペースを取れる場所に移動するか、貸出のみとし館内閲覧を中止する。

情報発信

○この感染症防止対策のみならず、学校図書館について地域の方々等にも知ってもらう機会となるので、図書館報や学校及び学校図書館のWEBサイト、自治体の広報誌などを通じて広報、情報発信することが必要である。

(感染防止等の情報)

- ・図書館報や学校及び学校図書館のWEBサイトを通じて、感染防止対策などを周知する。
- ・利用スケジュールを管理し、可能な日時を児童生徒に周知する。

(学びに関する情報)

- ・文部科学省「学びの応援サイト」の紹介
- ・電子書籍で閲覧可能なサイトや公共図書館が配信しているコンテンツなどを紹介する。
- ・教職員や学校図書館担当者によるブックトーク動画などを配信する。
- ・学校図書館オリエンテーションや探究学習の進め方など、通常は対面で指導していたものの動画配信やプリント等を使った指導などを工夫する。
- ・動画授業実施の教員に対し、資料提供、場所提供などのサポートをする。
- ・課題等に関するブックリストを配信する。
- ・探究学習を進められるようなワークシートの準備やオンラインで活用できるような情報を発信する。

(蔵書点検など)

- ・児童生徒がすぐに利用できるような準備を進めておく。
- ・休館中には、児童生徒の利用率、蔵書の配分比率確認など、データ処理や分析をして、今後蔵書に関してどのようにアップデートすればよいか方策を立てる。
- ・スケジュール調整など教科担任や学級担任との打合せの際に、学校図書館の蔵書を見てもらい、授業の計画や、図書購入計画などの情報収集をする。同時に、払出し対象となる図書なども教員と共に確認しておく。

(展示物など)

- ・展示してあるぬいぐるみや観葉植物などは、洗濯できるものは洗濯し、できないものは除菌スプレーなどを散布する。
- ・閲覧室に備え付けの文房具類を点検し消毒する。
- ・カーペットや畳などのスペースを消毒する。
- ・カーテンの洗濯や除菌スプレー散布で除菌する。
- ・生徒作品などは、アクリルケースに入れたり、クリアファイルなどに入れたり、消毒できるように工夫する。
- ・触ることで理解を深めていくようなものに関しては、利用後手洗いをするような表示をしたり、その都度声をかける。

(予算等に関すること)

- ・感染症拡大防止のために、通常の学校図書館に関する予算だけでは不足することが考えられる。図書費など通常必要な予算額を減額することなく、感染症対策のための予算を確保することが必要となる。何がどのくらい必要なかをリストアップし、予算獲得のために管理職等にも相談する。場合によっては、広報手段を使って、金銭的サポートだけでなく、物的サポートなど、地域にも呼びかける。

(電子書籍等)

- ・今後の対応もあるので、導入に関して情報収集や検討する。
- ・学習に活用できるサイト一覧などを作成する。

(その他)

- ・感染症拡大防止の注意事項を書き出したものを掲示したり、リーフレットなどで示したり、随時利用者の注意を喚起する。
- ・蔵書がデータベース化されていない館は、今後のことも見据えて対応可能かどうか検討し、できるだけ進める。

イベント開催など

- 学校の方針や校長の指示に従うことを基本とする。これまでのようなイベント開催は難しい状況かもしれないが、校内放送等の活用、学年・クラスを分散して行う方法など、可能な限り児童生徒が楽しんで行える方法を工夫して取り組む。